

1 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可の趣旨

「宅地造成等工事規制区域」および「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等または土石の堆積に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行うための許可制度です。

1-2 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する根拠法令等

宅地造成及び特定盛土等規制法許可制度に関する根拠法令等は、宅地造成及び特定盛土等規制法、施行令、施行規則、滋賀県施行細則です。

本書で引用する法令等の略語は、次のとおりとします。

法：宅地造成及び特定盛土等規制法

政令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

省令：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則

県規則：滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

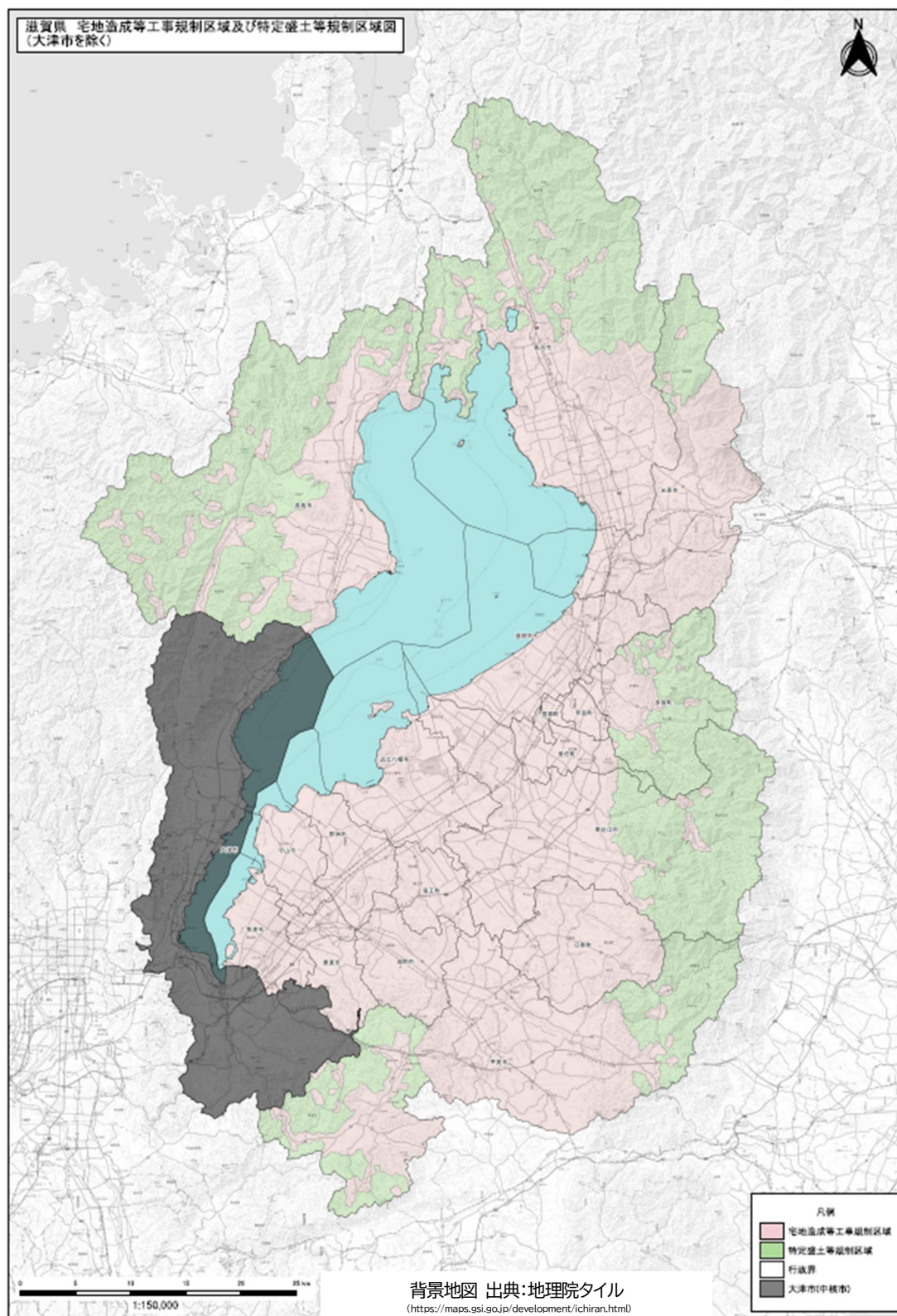
1-3 用語の定義

本手引きで使用する用語の定義は下表のとおりです。

表 1-3 用語の定義

用 語	定 義
宅地(法第 2 条)	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地および森林ならびに道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地をいいます。
農地等(法第 2 条)	農地、採草放牧地および森林をいいます。
公共施設用地 (法第 2 条)	道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地をいいます。 詳細については、「1-7 許可および届出を要しない工事」を確認してください。
宅地造成(法第 2 条)	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第 3 条で定めるものをいいます。
特定盛土等(法第 2 条)	宅地または農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地または農地等に隣接し、または近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令第 3 条で定めるものをいいます。
土石の堆積(法第 2 条)	宅地または農地等において行う土石の堆積で政令第 4 条で定めるものをいいます。（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限り。）
宅地造成等(法第 10 条)	宅地造成、特定盛土等または土石の堆積をいいます。
崖(政令第 1 条)	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。
宅地造成等工事規制区域(法第 10 条)	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等または土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域 (法第 26 条)	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等または土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等(法第 13 条)	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設もしくは地滑り抑止ぐいまたはグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

1 - 4 区域指定図



市町ごとの規制区域は、滋賀県のホームページで公表しています。

1-5 許可を要する工事

許可を要する工事は、規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で一定規模を超えるものとなります。許可を要しない規模であっても届出を要する規模の規定があります。（次項に記載）

表 1-5 許可を要する工事

行 為	対象規模
宅地造成 特定盛土等 (法第 2 条、政令第 3 条、政令第 28 条)	《宅地造成等工事規制区域》 ① 盛土で、高さが 1m 超の崖が生ずるもの ② 切土で、高さが 2m 超の崖が生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行って、高さ 2m 超の崖が生ずるもの ④ 盛土で高さ 2m 超のもの（①、③を除く） ⑤ 盛土または切土の面積 500 m ² 超のもの（①～④を除く）※
	《特定盛土等規制区域》 ① 盛土で、高さが 2 m 超の崖が生ずるもの ② 切土で、高さが 5 m 超の崖が生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行って、高さ 5 m 超の崖が生ずるもの ④ 盛土で高さ 5 m 超のもの（①、③を除く） ⑤ 盛土または切土の面積 3,000 m ² 超のもの（①～④を除く）※
土石の堆積（注 1） (法第 2 条、政令第 4 条、政令第 28 条、省令第 8 条(10)イ)	《宅地造成等工事規制区域》 ⑥ 堆積の高さ 2 m 超かつ面積 300 m ² 超のもの ⑦ 堆積の面積 500 m ² 超のもの※
	《特定盛土等規制区域》 ⑥ 堆積の高さ 5 m 超かつ面積 1,500 m ² 超のもの ⑦ 堆積の面積 3,000 m ² 超のもの※

注 1：土石の堆積の許可期間は 5 年以内となります。

※盛土または切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超える部分の面積が要件（面積）に該当する場合

1-6 届出を要する工事

届出を要する工事は、特定盛土等規制区域内において行う宅地造成等に関する工事で一定規模を超える工事、宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域内で行う擁壁等に関する工事、および宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域内において一定規模を超えるもので区域指定の際、現に工事着手（注 1）している工事となります。

注 1：「工事着手」とは工事現場において設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更または土石の堆積が行われた時点をいいます。

【経過措置】

法第 21 条第 1 項または第 40 条第 1 項に基づき、区域指定の際に既に行われている工事（継続工事）に関する届出書は、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト（変更・完了含む）」に基づき作成し、区域指定があった日から 21 日以内に届け出る必要があります。

また、届出に係る事項を変更しようとする場合、工事を完了した場合、届出書を提出しなければなりません。なお、状況により、その他の書類等の添付を求める場合があります。

表 1 - 6 - 1 届出が必要な行為

行為	対象規模	提出期日
宅地造成 特定盛土等	《特定盛土等規制区域》 ① 盛土で、高さ 1m 超の崖が生ずるもの ② 切土で、高さ 2 m 超の崖が生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ 2 m 超の崖が生ずるもの （①、②を除く） ④ 盛土で高さ 2 m 超のもの（①、③を除く） ⑤ 盛土または切土の面積 500 m ² 超のもの（①～④を除く） ※	工事に着手する日の 30 日前まで
土石の堆積（注 1）	《特定盛土等規制区域》 ⑥ 堆積の高さ 2 m 超かつ面積 300 m ² 超のもの ⑦ 堆積の面積 500 m ² 超のもの※	
擁壁等に関する工事 （法第 21 条第 3 項、法第 40 条第 3 項、令第 26 条第 1 項）	擁壁もしくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設または地滑り抑止ぐい等の全部または一部の除却の工事	工事に着手する日の 14 日前まで
公共施設用地の宅地化および農地転用 （法第 21 条第 4 項、法第 40 条第 4 項）		転用した日から 14 日以内
宅地造成 特定盛土等 （区域指定の際、現に工事着手しているもの（注 2））	《宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域》 ① 盛土で、高さが 1m 超の崖が生ずるもの ② 切土で、高さが 2m 超の崖が生ずるもの ③ 切土と盛土を同時に行って、高さ 2m 超の崖が生ずるもの ④ 盛土で高さ 2m 超のもの（①、③を除く） ⑤ 盛土または切土の面積 500 m ² 超のもの（①～④を除く） ※	規制開始後 21 日以内
土石の堆積 （区域指定の際、現に工事着手しているもの）	《宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域》 ① 堆積の高さ 2 m 超かつ面積 300 m ² 超のもの ② 堆積の面積 500 m ² 超のもの※	

注 1：土石の堆積の届出の有効期間は 5 年以内となります。

注 2：旧宅地造成法に基づく宅地造成工事規制区域の許可を受けた工事、同区域内で都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については届出不要になります。

※盛土または切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が 30 cm を超える部分の面積が要件（面積）に該当する場合

1-7 許可および届出を要しない工事

下表に記載する工事については、法令による許可および届出を要しません。ただし、土地所有者等には土地の保全努力義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となります。

表 1-7 許可を要しない工事 ※「手引き編 補足資料」も参照ください。

区 分	具体的な内容
公共施設用地 (法第 2 条第 1 項第 1 号、 政令第 2 条、省令第 1 条各 項)	道路、公園、河川 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する防衛施設、 国または地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがない と認められる工事 (法第 12 条第 1 項ただし 書、法第 27 条第 1 項ただし 書、法第 30 条第 1 項ただし 書、政令第 5 条第 1 項各 号、政令第 27 条、政令第 29 条第 1 項、省令第 8 条 第 1 項各号)	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出または処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物または除去土壌の保管または処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ 2m 以下かつ面積 500 m² 超の盛土または切土（政令第 3 条第 5 号の盛土または切土に限る。）であって、盛土または切土をする厚さが 30 cm を超えないもの（注 1）を行う工事 ・政令第 4 条第 1 号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の面積が 300 m² を超えないもの ・政令第 4 条第 2 号の土石の堆積であって、土石の堆積をする厚さが 30 cm を超えないもの（注 1） ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注 2）であって、当該工事に使用する土石または当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注 3）またはその付近（注 4）に堆積するもの（注 5）
みなし許可となる工事 (法第 15 条各項、法第 34 条各項に基づき許可があった	・国または都道府県、指定都市もしくは中核市が行う宅地造成等に関する工事について、許可権者との協議が成立した工事 ・都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項の許可を受けて行われる工事

区 分	具体的な内容
もの（受けたもの）とみなす 工事)	
その他法の対象外となる行為	・農地および採草放牧地において行われる通常の営農行為（注 6）（通常の生産活動並びには場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修および除去並びに表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が 30cm を超えないもの

- 注 1：盛土または切土、土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が 30 cmを超える部分と超えない部分が混在する場合、30 cmを超える部分の面積が許可等の要件（面積）に該当する場合、一体を成す高低差 30 cmを超えない部分も審査等の対象面積に含まれます。
- 注 2：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- 注 3：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 10 km以内のものについては、工事の現場として取り扱います。
- 注 4：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- 注 5：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。
- 注 6：通常の営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町の農業委員会事務局等）に対して事前協議前に相談を行ってください。（第Ⅲ部 様式編「確認フロー」参照）

2 許可権者

滋賀県知事のほか中核市、地方自治法に基づく事務委任市町の長に許可等の権限があります。

次の市については、当該市長が盛土規制法に基づく許可等を行うこととなるので、当該市の窓口で相談のうえ、必要書類を提出してください。

表 2－1 盛土規制法の許可等の権限を有する市町一覧（令和 7 年 4 月時点）

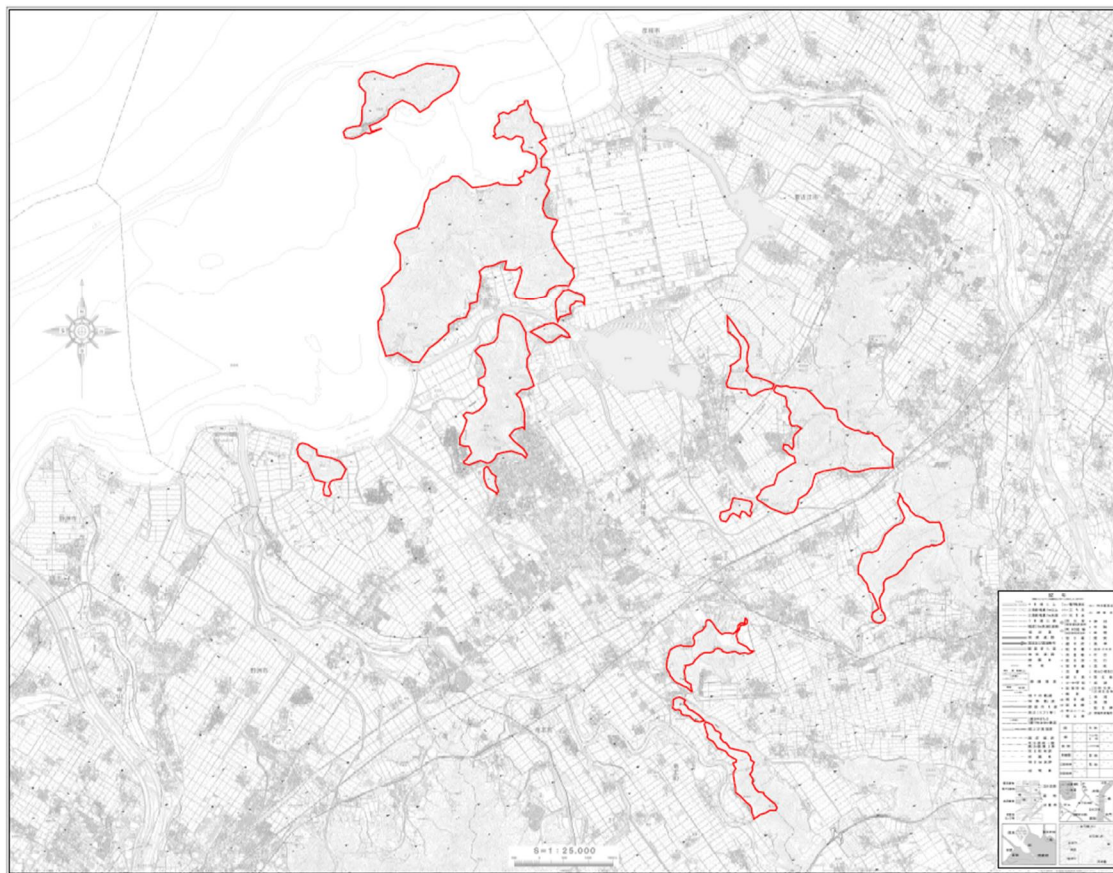
中 核 市	大津市
事務委任市（注 1）	

注 1：各市町で取り扱う事務は以下のとおり

市町名	許可	中間 検査	定期 報告	完了 検査	届出	対象
近江八幡市（平地部）	○	○	○	○	○	
近江八幡市（山間部）※		○	○			盛土規制法のみなし許可扱いとなる開発許可に関するものに限る ※別図参照
長浜市		○	○			
米原市		○	○			

なお、事前協議の際に要件が付された場合の要件処理については事務委任（権限移譲）の有無に関わらず全ての市町（県を含む関係課・機関）で手続きを要します。

別図 近江八幡市における山間部（赤枠内）



3 工事の技術的基準および設計者資格

滋賀県は、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、宅地造成等に関する工事の全般的な技術的指導基準を策定しています。（第Ⅱ部 技術的基準編）

詳細は、滋賀県のホームページで公表しています。

（ダウンロード：国ＨＰ 盛土等防災マニュアル）

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術基準は下表のとおりです。

表3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準（法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条）

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第 7 条第 1 項第 1 号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水または地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊または滑りに対する措置について
	第 7 条第 1 項第 2 号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第 7 条第 2 項第 1 号	盛土または切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第 7 条第 2 項第 2 号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第 12 条各号の土地において、高さ 15m を超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等または試験に基づく地盤の安定計算）について
	第 7 条第 2 項第 3 号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第 8 条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第 9 条～第 13 条	擁壁の構造について （鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第 17 条	国土交通大臣認定による特殊材料または構法の擁壁について（注 1）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第 14 条第 1 項第 1 号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第 14 条第 1 項第 2 号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面およびその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第 15 条第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第 15 条第 2 項	地表面（注 2）の雨水その他の地表水からの侵食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第 16 条	排水施設の構造、機能について

注 1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注 2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面および農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令第 18 条）

3－2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準は下表のとおりです。

表 3－2 土石の堆積に関する工事の技術的基準（法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 19 条）

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項第 1 号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊または滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について

	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号および第 4 号の適用除外について

3-3 資格を有する者の設計対象工事、設計者資格

下記の工事の設計は設計者の資格を有する者が実施する必要があります。

資格を有する者の設計対象工事（法第 13 条第 2 項、法第 31 条第 2 項、政令第 21 条）

- ・ 高さが 5m を超える擁壁の設置
- ・ 盛土または切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

設計者の資格を有する者とは下記のいずれかに該当するものを指します。

設計者資格（法第 13 条第 2 項、法第 31 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号）

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）または旧大学令による大学において、正規の土木または建築に関する課程を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木または建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学もしくは高等専門学校または旧専門学校令による専門学校において、正規の土木または建築に関する課程を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校または旧中等学校令による中等学校において、正規の土木または建築に関する課程を修めて卒業した後、土木または建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当するものと同等以上の知識および経験を有する者であると認めた者

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院もしくは専攻科または旧大学令による大学の大学院もしくは研究科に 1 年以上在学して土木または建築に関する事項を専攻した後、土木または建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者

イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）または水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者および技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際

現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

- ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
- エ 土木または建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者
- オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が政令第 22 条第 1 号から第 4 号に掲げる者と同等以上の知識および経験を有すると認める者

4 宅地造成等に関する工事の許可・届出の申請等

各種申請等の方法は、書面による申請等のほか、「しがネット受付サービス」により受け付けます。

4-1 事前協議

事前協議は、宅地造成等に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、県および市町がそれぞれ所管する関係法令等により事前に協議し、許可の要否や許可の見通しがあるのか確認する手続きになります。

事前協議願に必要書類を添えて、許可権者に提出してください。

事前協議の結果を受けた申請者は、当該要件を整理反映して必要な手続きを終える必要があります。

表 4-1 事前協議願提出部数(書面の場合)

区 分		提出部数	備 考
事前協議願	正本	1 部	電子の場合は、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」を参照
	副本	1 部	
	合計	2 部	

様式や添付書類については、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」を参照してください。

詳細は、滋賀県のホームページで公表しています。(他の手続きも同様)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/341078.html>

4-2 周辺住民への周知

事前協議の結果、許可申請を行うこととなった場合に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、下記のいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。(注 1)

○周辺住民への周知の方法

- 1 説明会の開催
- 2 工事内容を記載した書面の配布
- 3 工事の内容の掲示およびインターネットを利用した閲覧

注 1：以下の場合は説明会の開催が必須となりますので御注意ください。

・以下の①～③の土地において、高さが 15m を超える盛土を行う場合

①山間部における、河川の流水が継続して存する土地

②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地

③①、②の土地およびその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、
または地下水が湧出するおそれ大きい土地
なお、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方、周知する工事の具体的内容は下表のとおりです。

表 4 - 2 - 1 住民への周知を行う範囲の考え方

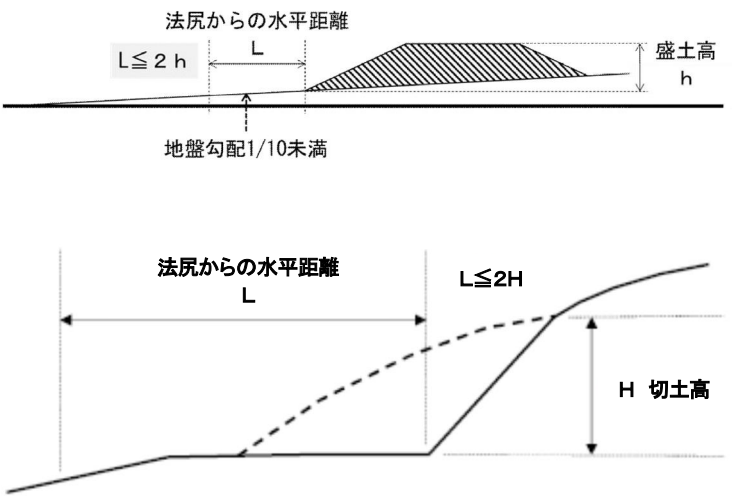
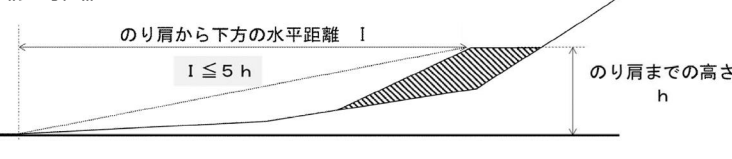
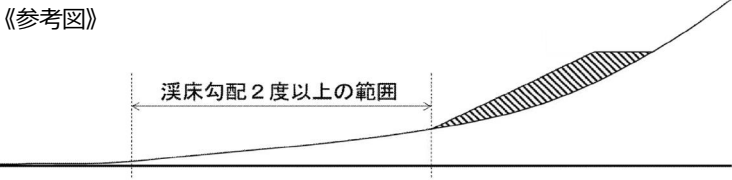
盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さhに対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） 《参考図》 
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） 《参考図》 
①省令第 6 条第 1 項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①および②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①および②を除く）	・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図） 《参考図》 

表 4 - 2 - 2 周知する工事の具体的内容

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名または名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名または名称 ④工事の着手予定日および完了予定日	
⑤盛土または切土の高さ ⑥盛土または切土をする土地の面積 ⑦盛土または切土の土量	⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量

4 - 3 許可申請書作成要領

宅地造成等に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し、許可権者の申請窓口へ提出してください。

なお、許可の申請（変更許可の申請を含む）には、申請手数料が必要となります。詳細については、「4 - 7 許可等申請手数料」を確認してください。

○宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書作成要領

①「工事主住所氏名」

- ・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載してください。

②「工事施行者住所氏名」

- ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

③「土地の所在および地番（代表地点の緯度経度）」

- ・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください）
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください。
- ・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。

④「土地の面積」

- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
- ・申請地を工区に分けたときは、工区別に面積を記載してください。

⑤「工事着手前の土地利用状況」「工事完了後の土地利用」

- ・工事前後の土地利用については、宅地、農地等または公共施設用地のうち該当するものについて記載してください。
- ・工事完了後の土地利用について、建築の有無等の具体的な内容を記載してください。

⑥「盛土のタイプ」

- ・盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）

- （１）平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- （２）腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当

しないもの

(3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑦「土地の地形」

・「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第7条第2項第2号、省令第12条）

(1) 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

(2) 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が(1)の土地に類する状況を呈している土地

(3) (1)、(2)の土地およびその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、または地下水が湧出するおそれが大きい土地

・「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25m以内の範囲を基本とします。

⑧「工事の概要」

(ア) 盛土または切土の高さ

・「1－2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土または盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さを記載してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。

(イ) 盛土または切土をする土地の面積または土石の堆積を行う土地の面積

・許可申請の対象となる土地の面積、即ち、盛土、切土または土石の堆積をする土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。

(ウ) 工程の概要

・工程表を添付してください。

⑨「その他必要な事項」

・他法令による許認可の状況をすべて記入してください。

○土石の堆積に関する工事の許可申請書作成要領

省令様式第4号（法第12条第1項、法第30条第1項）

①「工事主住所氏名」

・工事の請負契約の注文者または請負契約によらないで、自らその工事をする者を記載してください。

②「工事施行者住所氏名」

・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記載してください。

③「土地の所在および地番（代表地点の緯度経度）」

・申請地内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。

・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番までそのすべてを記載してください。（記載欄に記載できない場合は、別紙に記載してください）

・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、位置を正確に表すため、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記載してください。

・緯度経度を調べる際には、国土地理院が提供している「地理院地図」を活用してください。

④「工事の目的」

・特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載してください。なお、特定の工事に付随する場合は、その工事の期間についても併せて記載してください。

⑤「工程の概要」

・年間の土石の搬入、搬出量等を記載してください。

○宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事の変更許可申請書作成要領

- ・申請書等は変更前後が分かるように記入（変更前は赤書き、変更後および変更のない箇所は青または黒書き）してください。
- ・変更のあった図面は変更前後が分かるように記入（変更前は黄書き、変更後は赤書き、変更のない箇所は青または黒書き）してください。なお、訂正する書類・図面については、削除する文字等に二重線を引き、訂正印を押印し、近くの余白箇所に訂正内容を記載すること。
- ・抹消する書類・図面については、「×」印を明示し、抹消する旨を記載するとともに抹消印を押印すること。
- ・新規に添付する書類・図面については、余白箇所に赤色で「新規」と明示すること。
- ・その他記載内容については当初申請の要領の内容を参考してください。
- ・次に掲げる変更については、軽微な変更の届出の対象となります。

工事主、設計者または工事施行者の氏名もしくは名称または住所の変更

工事の着手予定年月日または工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事については、当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

表 4 - 3 - 1 申請書提出部数(書面の場合)

区 分		提出部数	備 考
許可申請書一式 (変更許可申請書一式)	正本	1 部	電子の場合は、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」を参照
	副本	1 部	
	合計	2 部	

宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な様式や添付書類については、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」を参照してください。

なお、状況により、その他の書類等の添付を求める場合があります。

4 - 4 特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出書作成要領

法第 27 条第 1 項に基づく特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出書は、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト（変更等含む）」に基づき作成し、許可権者の届出窓口へ提出してください。

ただし、都市計画法第 29 条第 1 項または第 2 項の許可の申請をしたときを除きます。（届出をしたものとみなします。）

また、届出に係る事項を変更しようとする場合、工事を完了した場合、届出書を提出しなければなりません。なお、状況により、その他の書類等の添付を求める場合があります。

表 4 - 4 - 1 届出書提出部数(書面の場合)

区 分		提出部数	備 考
届出書一式 (変更届出書一式)	正本	1 部	電子の場合は、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」を参照
	副本	1 部	
	合計	2 部	

4 - 5 擁壁等に関する工事および公共施設用地の転用の届出書作成要領

擁壁等に関する工事および公共施設用地の転用の届出書は、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト(変更等含む)」に基づき作成し、許可権者の届出窓口へ提出してください。

また、届出に係る事項を変更しようとする場合、工事を完了した場合、届出書を提出しなければなりません。(法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項の届出の場合に限る。) なお、状況により、その他の書類等の添付を求める場合があります。

表 4 - 5 - 1 届出書提出部数(書面の場合)

区 分		届出部数	備 考
届出書一式 (変更届出書一式)	正本	1 部	電子の場合は、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」を参照
	副本	1 部	
	合計	2 部	

4 - 6 標準処理期間

行政手続法第 5 条および第 6 条の規定に基づき、次のとおり審査基準および標準処理期間を定めています。

申請の種類	標準処理期間
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可(協議の成立)	30日
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の変更の許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日
土石の堆積に関する工事の変更の許可	14日

- 1.標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。また、事前協議、土日祝祭日、県の休日の期間等を含みません。
- 2.標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

4-7 許可等申請手数料

滋賀県使用料および手数料条例にて、以下の申請時には手数料が必要となります。

- 1.法第12条第1項及び法第30条第1項の許可申請時
- 2.法第16条第1項及び法第35条第1項の変更許可申請時
- 3.法第18条第1項及び法第37条第1項の中間検査申請時
- 4.施行規則第88条の証明申請時

・大津市および事務委任市の手数料は、別途ご確認ください。

・届出を必要とする工事等（継続工事、小規模工事、擁壁等の除却工事、公共施設用地の転用）について、手数料は不要です。

1-1.宅地造成・特定盛土等に関する工事の許可申請【法第12条第1項、第30条第1項】

	切土または盛土をする土地の面積(以下、「面積」という。)	手数料の額
ア	500㎡以内	12,000円
イ	500㎡超 1,000㎡以内	24,000円
ウ	1,000㎡超 2,000㎡以内	35,000円
エ	2,000㎡超 3,000㎡以内	54,000円
オ	3,000㎡超 5,000㎡以内	66,000円
カ	5,000㎡超 10,000㎡以内	90,000円
キ	10,000㎡超 20,000㎡以内	145,000円
ク	20,000㎡超 40,000㎡以内	223,000円
ケ	40,000㎡超 70,000㎡以内	350,000円
コ	70,000㎡超 100,000㎡以内	494,000円
サ	100,000㎡超	639,000円

1-2.土石の堆積に関する工事の許可申請【法第12条第1項、第30条第1項】

	土石の堆積をする土地の面積(以下、「面積」という。)	手数料の額
ア	500㎡以内	11,000円
イ	500㎡超 1,000㎡以内	14,000円
ウ	1,000㎡超 2,000㎡以内	16,000円
エ	2,000㎡超 3,000㎡以内	20,000円
オ	3,000㎡超 5,000㎡以内	28,000円
カ	5,000㎡超 10,000㎡以内	32,000円
キ	10,000㎡超 20,000㎡以内	39,000円
ク	20,000㎡超 40,000㎡以内	53,000円
ケ	40,000㎡超 70,000㎡以内	72,000円
コ	70,000㎡超 100,000㎡以内	108,000円
サ	100,000㎡超	133,000円

2-1.宅地造成・特定盛土等に関する工事の変更許可申請【法第16条第1項、第35条第1項】

変更内容		手数料の額
		変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額 (当該合算した金額が639,000円を超えるときは、639,000円)
ア	宅地造成または特定盛土等に関する工事の設計の変更 (イのみに該当する場合を除く。)	1-1の表に定める金額×1/10 (イの変更を伴う場合は、変更前の面積に応じた1-1の表に定める金額×1/10) (面積の縮小を伴う場合は、縮小後の面積に応じた1-1の表に定める金額×1/10)
イ	新たな土地の切土または盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更	新たに編入される切土または盛土をする土地の面積に応じた1-1の表に定める金額
ウ	その他の変更	14,000円

2-2.土石の堆積に関する工事の変更許可申請【法第16条第1項、第35条第1項】

変更内容		手数料の額
		変更の許可の申請1件につき次に掲げる金額を合算した金額 (当該合算した金額が133,000円を超えるときは、133,000円)
ア	土石の堆積に関する工事の設計の変更 (イのみに該当する場合を除く。)	1-2の表に定める金額×1/10 (イの変更を伴う場合は、変更前の面積に応じた1-2の表に定める金額×1/10) (面積の縮小を伴う場合は、縮小後の面積に応じた1-2の表に定める金額×1/10)
イ	新たに加える土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更	新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じた1-2の表に定める金額
ウ	その他の変更	14,000円

3.宅地造成・特定盛土等に関する工事の中間検査（申請）

【法第 18 条第 1 項、第 37 条第 1 項（、同法 15 条第 1 項の規定の適用があったものを除き、都市計画法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項の許可を受けて行われる宅地造成を含む。）】

	切土または盛土をする土地の面積(許可申請時の面積)	手数料の額
ア	500㎡以内	4,000円
イ	500㎡超 1,000㎡以内	4,000円
ウ	1,000㎡超 2,000㎡以内	4,000円
エ	2,000㎡超 3,000㎡以内	4,000円
オ	3,000㎡超 5,000㎡以内	6,000円
カ	5,000㎡超 10,000㎡以内	6,000円
キ	10,000㎡超 20,000㎡以内	6,000円
ク	20,000㎡超 40,000㎡以内	12,000円
ケ	40,000㎡超 70,000㎡以内	24,000円
コ	70,000㎡超 100,000㎡以内	42,000円
サ	100,000㎡超	60,000円

4.宅地造成等に関する証明書の交付申請【施行規則第 88 条】

内容	手数料の額
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づく宅地造成等または建築に関する証明書の交付	1件につき、6,000円

5 宅地造成、特定盛土等および土石の堆積に関する工事の許可・届出後における留意事項

5-1 許可の条件

滋賀県では、宅地造成等に関する工事の許可時に、次のような条件を付しています。（法第 12 条第 3 項、法第 30 条第 3 項）

- （１）工事施行中の防災措置、公共施設の機能保全、災害復旧
- （２）工事施行状況の記録
- （３）各種報告事項
- （４）工事を中止または廃止する場合の措置
- （５）その他

5-2 標識の掲出

工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。（法第 49 条）

なお、法第 27 条第 1 項に基づく特定盛土等または土石の堆積に関する工事についても標識の掲出が

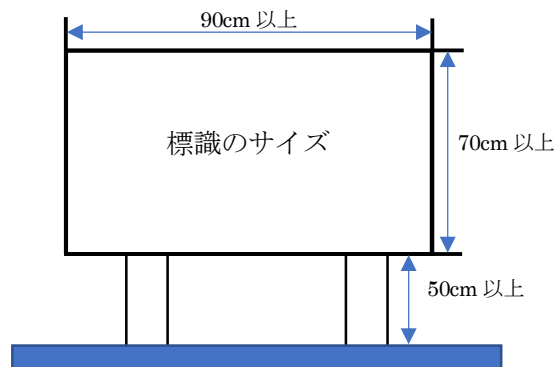
必要です。

標識に記載する事項

記載事項	様式
①工事主の住所氏名 ②工事の許可年月日および許可番号 ③工事施行者の氏名または名称 ④現場管理者の氏名または名称 ⑤工事の着手年月日および工事の完了予定年月日 ⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦盛土または切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧盛土または切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨盛土または切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪許可を担当した都道府県の部局名称および連絡先※	・省令様式第二十三 （宅地造成、特定盛土等 の場合） ・省令第二十四 （土石の堆積の場合）

※法第 27 条第 1 項に基づく特定盛土等または土石の堆積に関する工事にあつては、届出を担当した都道府県の部局名称および連絡先

【標識のサイズ】



5 - 3 工事着手届出書の提出

許可を受けた工事主または法第 27 条第 1 項の規定による届出をした工事主は、当該工事に着手するまでに、許可権者へ届け出る必要があります。

表 5 - 3 - 1 工事着手届出書添付資料等

書類・図面の 名称	明示すべき事項	提出部数 (書面の場合)	備考
	内容		
工事着手届出書	県規則様式第 10 号	1 部※	電子の場合は、「9 申請書等 作成要領兼チェックリスト」を参照
写真	標識の掲示が確認できるもの	返却分(控え) が必要な場合 は 1 部追加	

5－4 工事の変更許可申請

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、許可権者の許可が必要となります。

なお、変更許可申請を行う場合は、当該変更に係る部分の面積に応じて、手数料の納付が必要となります。必要書類については「4－3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領」ならびに「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」を確認してください。

5－5 軽微な変更に関する届出

変更許可を要さない変更をする場合は許可権者へ届け出る必要があります。詳細については、「4－3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書作成要領」ならびに「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」を確認してください。

5－6 工事の休止・再開・廃止に関する届出

工事主は、許可を受けた工事または届出をした工事を休止、再開または廃止しようとするときは、すみやかに許可権者へ届け出る必要があります。

詳細については、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」を確認してください。

5－7 届出工事の変更・完了に関する届出

工事主は、届出をした工事の計画を変更しようとするときは、事前に許可権者へ届け出る必要があります。

さらに、届出をした工事が完了したときは、すみやかに許可権者へ届け出る必要があります。

詳細については、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」を確認してください。

6 検査・定期報告

6－1 中間検査申請

中間検査は、施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土および切土の安定性にかかわる重要な検査となります。工事主は、中間検査を要する規模の工事の特定工程が完了できしだい、許可権者へ検査申請を提出しなければなりません。なお、中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施します。この場合も中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

中間検査対象となる規模および対象工程は下表のとおりです。

※中間検査申請には、申請手数料が必要となります。

詳細については、「4－7 許可等申請手数料」ならびに「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」にてご確認ください。

表 6 - 1 - 1 中間検査の対象規模等

行為	検査を要する規模	対象工程	申請書類	提出部数 (書面の場合)	検査申請時期
宅地造成 特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行 って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面 積3,000㎡超(①～ ④を除く)	盛土前または切土 後の地盤面に暗渠 排水管を配置する 場合	・省令様式第13 ・検査対象を明示 した平面図 ・検査対象の写真 など	1部※ 返却分 (控え)が 必要な場 合は1部 追加	対象工程完了 から4日以内

6 - 2 定期報告

定期報告は、工事の進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。工事主は、工事期間が3か月を経過する度に、許可権者へ届け出る必要があります。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

定期報告が必要な工事の規模、報告すべき事項等は下表のとおりです。

詳細については、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」にてご確認ください。

表 6 - 2 - 1 定期報告の対象規模等

行為	報告を要する規模	報告事項	申請書類	提出部数	報告の期間
宅地造成 特定盛土 等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行 って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積 3,000㎡超 (①～④を除く)	報告時点における盛土、 切土、擁壁、崖面崩壊 防止施設、排水施設、 地滑り抑止ぐい、グランド アンカー、その他の土留の 施行状況	・県規則様式 第8号 ・盛土、切土を している土地の 写真 ・報告対象を 明示した平面 図 など	1部※ 返却分(控 え)が必要 な場合は 1部追加	許可日から 3ヶ月ごと
土石の堆 積	①堆積の高さ5m超かつ面 積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	報告時点における土石 の堆積の施行状況(空 地、柵、雨水その他の地 表水を有効に排除する 措置および擁壁等の状 況。なお、前回報告時 点からの新たな堆積およ び除却された土石の土 量を含む)	・県規則様式 第9号 ・土石の堆積を 行っている土地 およびその周辺 の写真 など		

6-3 完了検査・確認申請

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成または特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。工事主は、工事が完了でき次第、許可権者へ検査（確認）申請を提出しなければなりません。

詳細については、「9 申請書等作成要領兼チェックリスト」にてご確認ください。

表 6-3-1 完了検査等

行為	区分	申請書類	提出部数 (書面の場合)	検査等申請時期
宅地造成 特定盛土等	一部完了検査	県規則様式第 16 号	1 部※ 返却分(控え)が必要 な場合は 1 部 追加	工事完了から 4 日以内
宅地造成 特定盛土等	完了検査	省令様式第 9		
土石の堆積	確認申請	省令様式第 11		

6-4 検査・確認時の留意事項

工事の検査・確認の実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- ① 工事内容、除却状況、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること
- ② 着工前後および施工状況を確認できる全景写真を申請書に添付すること。なお、全景写真の撮影時には下記の内容に留意すること。
 - ア 着工前、工事施工中および完了の写真を必ず添付すること。写真は対比が出来るよう同じ位置から、同じ方向へ撮影すること。
 - イ 撮影地点および方向を平面図(造成計画平面図)に記入し、写真と対照が可能であるよう記号を示すこと。
 - ウ 撮影については黒板、スタッフ等により、写真にて寸法等を確認できるようにすること。
 - エ 構造物においては、延長 30m毎に撮影のこと。
 - オ 石積、ブロック積、擁壁等の裏込栗石、コンクリート厚は、底部と中段とを上記に示すように 30m毎に撮影のこと。
 - カ コンクリート厚の写真は、型枠組立時、脱型時に撮影のこと。
 - キ 鉄筋組み立ての写真は、配筋後、コンクリート打設前にスタッフ等寸法が確認できるものを使用し撮影のこと。
 - ク 石積み、ブロック積、擁壁等の根入れの写真は、埋め戻し前にスタッフ等を使用し、全高を確認できる撮影とすること。
 - ケ 全景写真は、撮影方向の確認ができる既設物を背景等に入れて撮影のこと。
- ③ 検査日等の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと
- ④ 検査等に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと
- ⑤ 堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないかを確認できること
- ⑥ 検査等の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること

7 申請手続の流れ

表 7-1 盛土規制法に基づく申請（許可工事）の流れ

	申請者	許可権者	関係課、市、町	備考
事前協議	(事業計画作成) 事前協議書提出	事前協議書受付 審 査 関係各課・市町意見照会 意見とりまとめ 意見書(要件)通知 要件(処理)協議 要件協議確認書提出 副 本 の 受 領	意見照会受付 (審査) 意見回答 (協議対応) (確認書受付) (協議了確認)	・事前協議は、すべての許可工事を対象とする。
本申請前	周辺住民への周知 地権者等全員からの同意			・説明会必須: 溪流等で高さ15m超の盛土等の工事
本申請	許可申請書提出 補正依頼受領 書類等補正 許可証受領	許可申請書受付 審 査 補 正 依 頼 補正書類等受付 許 可 許可証交付 公表・市町に通知	通知受領	・変更許可申請等も同様に取扱う。
許可後・工事施工	標識の設置 工事着手届出書提出 ※定期報告書提出 ※中間検査申請書提出 ※検査済証受領 完了検査申請書提出 検査済証受領 (盛土等を常に安全な状態に維持)	工事着手届出書受理 ※定期報告受理 ※中間検査申請書受付 ※中 間 検 査 ※検査済証交付 完了検査申請書受付 完 了 検 査 検査済証交付 市町に通知(情報共有)	通知受領	※対象工事のみ ・土石の堆積は中間検査の対象外となる。 ・土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える。

表 7-2 みなし許可（都市計画法に基づく開発許可）申請の流れ（県内各町）

	申請者	盛土等許可権者(県)	開発許可権者(県)	関係課、町	備考
事前審査	(事業計画作成※)				※盛土規制法の技術的基準への適合が必要
	事前審査願提出		事前審査願受付		
			審査		
	意見照会受付		関係各課・市町意見照会	意見照会受付	・県指導要綱に基づく届出審査も同様に取扱う。
	審査			(審査)	
	意見(要件)回答		意見とりまとめ	意見回答	
	結果通知(要件書)受領		事前審査結果通知	(協議対応)	
本申請	要件(処理)協議	要件協議対応	《以降の手続きは省略》	(確認書受付)	
	要件協議確認書提出	要件協議確認書受付		(協議了確認)	
	副本の受領	協議了の確認(副本の返送)			
	許可申請書提出		許可申請書受付		・変更許可申請等は開発許可制度の手続きによる。
			審査		
	補正依頼受領		補正依頼		
	書類等補正		補正書類等受付		
許可後・工事施工			許可		
	許可証受領		許可証交付		
		通知受領	盛土等許可権者、町通知	通知受領	
	標識の設置				・標識は、盛土規制法に基づく必要記載事項を併せて掲示すること。
	工事着手届出書提出		工事着手届出書受理		※対象工事のみ
	※定期報告書提出	※定期報告受理			
	※中間検査申請書提出	※中間検査申請書受付			
		※中間検査			
	※検査済証受領	※検査済証交付			
	完了届出書提出		完了届出書受付		
			完了検査		
	検査済証受領		検査済証交付		
	(盛土等を常に安全な状態に維持)	通知受領	盛土等許可権者、町通知	通知受領	

表 7-3 みなし許可（都市計画法に基づく開発許可）申請の流れ（事務委任市除く県内各市）

	申請者	盛土等許可権者(県)	開発許可権者(市)	関係課等	備考
事前審査	(事業計画作成※)				※盛土規制法の技術的基準への適合が必要
	事前審査願提出		事前審査願受付		
		意見照会受付	審査		
		審査	関係各課意見照会	意見照会受付	・県指導要綱に基づく届出審査も同様に取り扱う。
		意見(要件)回答	意見とりまとめ	意見回答	・市(開発許可権者)によっては、開発許可にかかる手続き名称等が異なる場合があります。
	結果通知(要件書)受領		事前審査結果通知	(協議対応)	
	要件(処理)協議	要件協議対応	《以降の手続きは省略》	(確認書受付)	
本申請	要件協議確認書提出	要件協議確認書受付		(協議了確認)	
	副本の受領	協議了の確認(副本の返送)			
	許可申請書提出		許可申請書受付		・変更許可申請等は開発許可制度の手続きによる。
			審査		
	補正依頼受領		補正依頼		
	書類等補正		補正書類等受付		
			許可		
許可後・工事施工	許可証受領		許可証交付		
		通知受領	盛土等許可権者に通知		
	標識の設置				・標識は、盛土規制法に基づく必要記載事項を併せて掲示すること。
	工事着手届出書提出		工事着手届出書受理		※対象工事のみ
	※定期報告書提出	※定期報告受理			
	※中間検査申請書提出	※中間検査申請書受付			
		※中間検査			
	※検査済証受領	※検査済証交付			
	完了届出書提出		完了届出書受付		
			完了検査		
	検査済証受領		検査済証交付		
	(盛土等を常に安全な状態に維持)	通知受領	盛土等許可権者に通知		

8 手続の一覧

盛土規制法に基づく手続きは以下のとおりです。

表 8 - 1 手続の一覧

		手続の種類	根拠法令等	様式
事前協議		宅地造成等に関する工事の許可申請にあたり 行う事前の審査等	本許可基準	許可基準「第Ⅲ部 様式編」参 照
許可申請（協議）・届出	当初	宅地造成または特定盛土等に関する工事の許可	法第 12 条第 1 項	様式第二（省令第 7 条第 1 項または第 63 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の許可	法第 30 条第 1 項	様式第四（省令第 7 条第 2 項または第 63 条第 2 項）
		宅地造成または特定盛土等に関する工事の協議	法第 15 条第 1 項	様式第 11 号（県規則第 8 条または第 21 条）
		土石の堆積に関する工事の協議	法第 34 条第 1 項	様式第 12 号（県規則第 8 条または第 21 条）
		特定盛土等に関する工事の届出(小規模工事)	法第 27 条第 1 項	様式第十九（省令第 58 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の届出(小規模工事)		様式第二十（省令第 58 条第 2 項）
	変更	宅地造成または特定盛土等に関する工事の変更許可	法第 16 条第 1 項	様式第七（省令第 37 条第 1 項または第 67 条第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の変更許可	法第 35 条第 1 項	様式第八（省令第 37 条第 2 項または第 67 条第 2 項）
		宅地造成または特定盛土等に関する工事の変更協議	県規則第 11 条	様式第 14 号（県規則様式）
		土石の堆積に関する工事の変更協議	県規則第 21 条	様式第 15 号（県規則様式）
		宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出	法第 16 条第 2 項 法第 35 条第 2 項	様式第 13 号（県規則第 10 条または第 23 条）
		特定盛土等に関する工事の変更届出(小規模 工事)	法第 28 条第 1 項	様式第二十一（省令第 61 条 第 1 項）
		土石の堆積に関する工事の変更届出(小規模 工事)		様式第二十二（省令第 61 条 第 2 項）
	標識の掲出		標識の掲出(掲示)【協議も準用】	法第 49 条

		手続の種類	根拠法令等	様式
工事等の届出	当初	【経過措置】 宅地造成または特定盛土等に関する工事の届出(継続工事) (宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域の指定の際、宅地造成または特定盛土等に関する工事を行っている場合)	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	様式第十五 (省令第 52 条第 1 項または第 82 条第 1 項)
		【経過措置】 土石の堆積に関する工事の届出(継続工事) (宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域の指定の際、土石の堆積に関する工事を行っている場合)	法第 21 条第 1 項 法第 40 条第 1 項	様式第十六 (省令第 52 条第 3 項または第 82 条第 2 項)
		擁壁等に関する工事の届出 (高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部または一部の除去工事をする場合)	法第 21 条第 3 項 法第 40 条第 3 項	様式第十七 (省令第 55 条または第 85 条)
		公共施設用地の転用の届出 (公共施設用地を宅地または農地等に転用した場合)	法第 21 条第 4 項 法第 40 条第 4 項	様式第十八 (省令第 56 条または第 86 条)
	変更等	届出工事 (法第 21 条第 1 項または第 3 項) の変更届出	県規則第 15 条	様式第 18 号 (県規則様式)
		届出工事 (法第 40 条第 1 項または第 3 項) の変更届出	県規則第 28 条	
		工事休止等の届出 (休止・再開・廃止)【協議も準用】	県規則第 17 条 県規則第 30 条	様式第 20 号 (県規則様式)
	工事着手の届出	許可および届出工事における着手の届出【協議も準用】	県規則第 7 条 県規則第 20 条	様式第 10 号 (県規則様式)
中間検査		宅地造成または特定盛土等に関する工事の中間検査【協議も準用】	法第 18 条第 1 項 法第 37 条第 1 項	様式第十三 (省令第 46 条または第 76 条)
定期報告		宅地造成または特定盛土等に関する工事の定期報告【協議も準用】	法第 19 条第 1 項	様式第 8 号 (県規則第 3 条)
		土石の堆積に関する工事の定期報告【協議も準用】	法第 38 条第 1 項	様式第 9 号 (県規則第 3 条)
完了検査		宅地造成または特定盛土等に関する工事の完了検査【協議も準用】	法第 17 条第 1 項 法第 36 条第 1 項	様式第九 (省令第 40 条または第 70 条)
		土石の堆積に関する工事の確認【協議も準用】	法第 17 条第 4 項 法第 36 条第 4 項	様式第十一 (省令第 43 条または第 73 条)
		宅地造成または特定盛土等に関する工事の一部完了検査【協議も準用】	県規則第 12 条 県規則第 25 条	様式第 16 号 (県規則様式)

	手続の種類	根拠法令等	様式
完了届	届出工事の完了届	県規則第 16 条 県規則第 29 条	様式第 19 号（県規則様式）
適合証明	宅地造成等または建築に関する証明書の交付申請	本許可基準	第 14 号様式（その他県様式）

各種申請に必要な様式について、滋賀県のホームページで公表しています。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/341078.html>

9 申請書等作成要領兼チェックリスト

盛土規制法に基づく申請書等の作成要領兼チェックリストは以下（巻末資料）のとおりです。

- ・巻末資料 1-1：チェックリスト_経過措置にかかる届出（継続工事）【当初】
- ・巻末資料 1-2：チェックリスト_経過措置にかかる届出（継続工事）【変更等】
- ・巻末資料 2：チェックリスト_事前協議
- ・巻末資料 3-1：チェックリスト_許可申請【当初】
- ・巻末資料 3-2：チェックリスト_許可申請【軽微変更・変更許可等】
- ・巻末資料 3-3：チェックリスト_許可申請【中間検査・定期報告】（みなし許可含む）
- ・巻末資料 3-4：チェックリスト_許可申請【一部完了・完了検査（確認）】
- ・巻末資料 4-1：チェックリスト_届出（擁壁等除却、用地転用、小規模工事）【当初】
- ・巻末資料 4-2：チェックリスト_届出（擁壁等除却）【変更等】
- ・巻末資料 4-3：チェックリスト_届出（小規模工事）【変更等】
- ・巻末資料 5：チェックリスト_施行規則第 88 条証明（適合証明）

10 許可の特例

盛土規制法における国等の協議によるみなし規定にかかる留意事項を以下に示します。

・国等の協議によるみなし

法 15 条や法 34 条に許可の特例として、国等は協議が成立することをもって許可があったものとみなしますが、当該工事は中間検査・定期報告・完了検査の対象となり、また監督処分の対象となり得ることから、通常の許可における技術的基準に照らした内容となっている必要があります。

また、許可申請と同様に、周辺住民への周知、土地所有者等の同意取得、工事着手の届出を行う必要があります。

さらに、法 27 条 1 項に基づく特定盛土等規制区域における届出ほかその他の届出は、国または都道府県、指定都市中核市もしくは国の行政機関とみなされる機関であっても必要となります。

・国みなし

国または都道府県、指定都市もしくは中核市のほか、独立行政法人水資源機構など、関係法令により国の行政機関とみなされる機関については、国等として扱います。

ここでいう指定都市に、市町（盛土規制法に基づく盛土等許可権限を有しない自治体）は含まれません。

・協議の方法等

詳細については、県規則（滋賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則）ならびに「9 申請書等作成要領兼チェックリスト（許可申請を準用）」に基づき、協議を行ってください。（申請書に替えて協議書を使用すること。ただし、軽微変更、定期報告、工事の休止等の届出、中間・一部完了・完了検査の申請等については、各申請書等を使用すること。）

なお、事前協議、協議にかかる手数料（中間検査手数料含む）は不要となります。

・その他

工事主が国等であり、都市計画法第 34 条の 2、開発許可みなし（協議が成立することをもって、同法第 29 条第 1 項または第 2 項の開発許可があったものとみなす。）の場合も盛土規制法によるみなし規定が適用されます。

ただし、国等のうち、盛土規制法に基づく盛土等許可権限を有しない自治体は含まれません。